

事例 特定優良賃貸住宅について

公営住宅

→ マイナンバー法 別表第一に記載あり

公営住宅とは(公営住宅法)・・・

「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転賃することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的」とした住宅

【入居条件等】

- ・入居者の所得条件(法第23条、施行令第6条) → 25万9千円以下(低所得者の場合 15万8千円以下)で条例で定める額
- ・入居の選考の際に世帯構成(同居親族の数)が考慮される(法25条、施行令第7条)
- ・家賃額決定の基となる収入合計に関して、扶養親族の年齢や障害の有無により控除が行われる

公営住宅

都道府県管理 約93万1,000戸
(九州・沖縄・山口 約11万5,600戸)

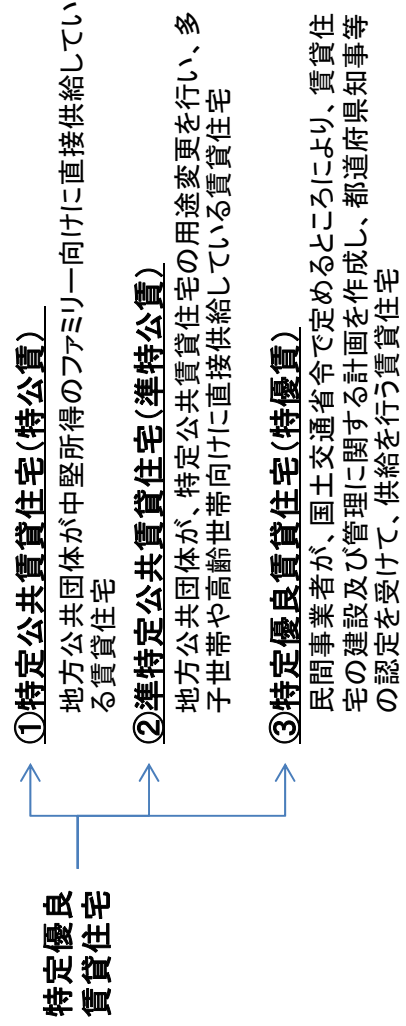
特定優良賃貸住宅 → マイナンバー法 別表第一に記載なし

特定優良賃貸住宅とは(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)・・・

「中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的」とした住宅

【入居条件等】

- ・入居者の所得条件(法第3条、施行規則第7条) → 25万9千円を超えて48万7千円以下で条例で定める額 等
- ・入居は、原則抽選だが、世帯構成(同居親族の数)に応じた特例あり(法第3条、施行令第10条・第11条)



特公賃・準特公賃住宅
都道府県管理 約1万2,800戸
(九州・沖縄・山口 約500戸)



1 建設

- 公営住宅と間取り等の条件が異なる住宅を、公営住宅と同じ棟や敷地内に建設することが多い。
→ 大分県の場合は、同じ棟の中に建設

2 管理・窓口

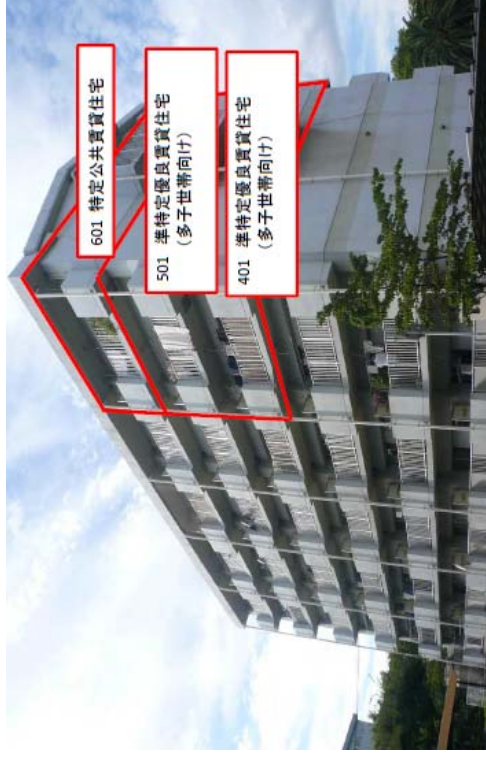
- 管理については、公営住宅と同一管理者が行い、申請についても同一窓口となることが多い。
→ 大分県の場合は、大分県住宅供給公社

3 入居審査

- 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法、同法施行規則を踏まえて、入居審査の基準等を条例及び規則で定めた結果、入居申請の際の添付書類が、公営住宅の場合と同様。
→ 大分県の場合は、添付書類は同一
- 公営住宅法による公営住宅の所得条件を上回る場合などは、特公賃の入居を勧める場合がある。

4 地方公共団体の実務

- 「公営住宅法」及び「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき地方公共団体が建設する賃貸住宅の設置・管理については、同じ条例及び規則で定めている自治体がある。
→ 大分県の場合は「大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例」
- 両方に基づく賃貸住宅の入居者の管理等については、同じ情報システムを使用することが多い。
→ 大分県の場合は「県営住宅管理システム」で一体的に管理



※写真掲載の県営住宅(大分県)では特公賃・準特公賃以外の住宅については、公営住宅法に基づく住宅

入居の際の添付書類

- 1 世帯全員の住民票の写し
- 2 世帯全員(16歳未満の者を除く。)の所得証明書
- 3 婚約者がある場合は、それを証明する書類
- 4 申込者又は同居する親族が身体障害者等である場合は、身体障害者手帳等の写し
- 5 県民税及び市町村民税の納税証明書
- 6 別居扶養親族がある場合は、それを証明する書類
- 7 申込者及び同居する親族が暴力団員でないことを誓約する書面

特公賃・準特公賃住宅がマイナンバー制度に対応しない場合

- 住宅に困窮している事情は同じなのに、申請する住宅の種類が異なることで添付書類が異なるのは混乱を招く

？



※公営住宅、特公賃・準特公賃住宅ともに、被災者に対しての入居優遇制度があるが、特公賃・準特公賃住宅の場合は添付書類が必要となる。

※事例として、入居者の所得の変動により、公営住宅に基づき住宅から特公賃住宅への転居も行われており、転居の際に添付書類が生じる。

- マイナンバー法では、個人番号を利用できる事務を同法第9条別表第一で限定列挙している。特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律のように、地方公共団体が行う事務が既に法律で定められているがマイナンバー法で挙げられていない場合、当該事務の利用を禁じていると解される。

※地方公共団体が社会保障・税に関する事務として、独自利用するとする判断は困難。

別表第一に記載されていない法律による事務も対応できるよう改善を求めます！

マイナンバー法 第9条 別表第一

十九 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長

公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

追 + 加

〇〇 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年五月二十一日法律第五十二号)第十八条に規定する地方公共団体(都道府県知事又は市町村長)

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による地方公共団体が建設する賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

その他の混乱を招くと思われれる例

保健所を窓口とする各種の申請への対応の場合

○ **マイナンバー法 別表第一に記載あり**

申請	概要	実施根拠	必要な添付書類の例
小児慢性特定疾病医療費支給認定申請	小児がんなど特定の疾患について、医療費を支給	児童福祉法 (厚生労働省)	住民票(世帯全員)、所得・課税証明(同一の保険に加入している世帯全員)、健康保険証 等
感染症患者医療費公費負担申請	結核などの感染症の患者に対して、入院勧告若しくは措置入院を行い、医療費を公費で負担	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (厚生労働省)	住民票(世帯全員)、所得・課税証明(世帯全員)、健康保険証 等
特定医療費(指定難病)支給認定申請	指定難病の患者に対して、医療費を支給 ※予算事業(特定疾患治療研究事業)が法制化され、番号法の別表に追加	難病の患者に対する医療等に関する法律(厚生労働省) ※H26.5.23成立 H27.1.1施行	住民票(世帯全員)、所得課税証明(同一の保険に加入している世帯全員)、健康保険証 等

→ **マイナンバー法により添付書類を削減**

● **マイナンバー法 別表第一に記載なし**

申請	概要	実施根拠	必要な添付書類の例
肝炎治療受給者証交付申請	B型及びC型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療並びにB型ウイルス性肝炎の核酸アナログ製剤治療を受ける患者に対し、医療費を助成する。(保険適用となっているものに限る。)	肝炎対策基本法 肝炎治療特別促進事業実施要綱 (厚生労働省)	住民票(世帯全員)、課税証明(世帯全員)、健康保険証 等
不妊治療費等助成金給付申請	医療保険適用外の不妊治療を行った夫婦を対象に治療費を助成	不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱(厚生労働省)	住民票(夫婦)、所得・課税証明(夫婦) 等

→ 各地方公共団体が国の予算事業を活用するなどにより、全国的に同様な事務を行っている。

実施要綱に基づく医療費助成であり、特定医療(指定難病)等と同様の取扱いとするためには、法整備が必要になるものと考ええる。